

国民健康保険運営協議会会議録（要点筆記）

平成19年8月21日(火)

会場：第2・第3委員会室

発言者	発言内容
高原係長 (事務局)	<p>只今より筑紫野市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しいなかをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>初めに資料の確認をさせていただきます。</p> <p><資料確認></p> <p>それでは、運営協議会を始めさせていただきますが、先ず最初に、委員の方が2名替わられておりますので、委嘱書の交付を行います。</p>
平原市長	<p><委嘱書交付> ※濱武委員、道永委員</p>
高原係長 (事務局)	<p>それでは、市長よりごあいさつをいたします。</p>
平原市長	<p>どうもみなさんこんにちは</p> <p>筑紫野市国民健康保険運営協議会を開催するにあたり、一言、ごあいさつ申し上げます。</p> <p>皆様には、本日公私とも大変お忙しいなか、運営協議会にご出席賜り心から厚くお礼申し上げます。</p> <p>また、日頃から、国民健康保健事業の推進に多大なるご理解、ご尽力を賜り重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>さて、皆様もご承知のとおり、国民健康保険制度は、国民皆保険を基盤として地域住民の健康増進と地域医療の確保に重要な役割を果たしております。</p> <p>しかしながら、加入者のなかには、担税力が弱い無職の方や低所得者が多くいらっしゃることから保険税の伸びは鈍く、被保険者が高齢化や医療技術の高度化などの影響により医療費も高額化しており、国民健康保険事業をとりまく状況は大変厳しくなっております。</p> <p>筑紫野市におきましても、国保医療費、国保会計だけで82億円、全部の医療費と言うわけではありませんが。それから老人保健医療費、これが75億円。それから介護給付費が41億円、合計しますと約200億円ですね。数字でみますと、年々これらが増加しているのがわかります。なお、市の歳入の面では、国の三位一体改革に基づき交付金補助金等が大幅に削減されております。年額で約10億円というお金が減額されておりますが、加えて一般会計からの赤字補填繰入金も財政健全化計画により厳しく制限</p>

されている状況があります。平成18年度におきましては、国保税の税率をやむなく改定させていただいた結果、前年度並みの赤字額に抑えることができません。

平成20年度に向けて、生活習慣病の予防を目的とした特定検診・特定保健指導事業の義務化や新たな高齢者医療として後期高齢者医療保険制度の発足など医療制度改革が進められています。この改革に伴い、皆様には国保税の見直しをご検討いただくこともあろうかと思いますが、その節は、よろしくお願い申し上げます。

本日は、平成18年度国民健康保険事業特別会計決算を主な議題としておりますので十分にご審議を賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。

高原係長
(事務局)

続きまして、会長よりごあいさつをお願いいたします。

城間会長

みなさんこんにちは。城間でございます。

国民健康保険制度につきましては、市長も申されましたように国民皆保険制度の根幹をなすものと考えております。他の保険に加入していない方はこの制度に加入することになるわけですが、近年、国保税が段々引き上げられて、払えないくらい高くなっているということが問題になっています。国保財政の悪化の原因は市長も申されました貧困と格差の実態や医療の高度化等さまざま指摘されておりますが、最大の原因は1984年に国が国保会計への国の負担を医療費の45%から給付費額の50%に引き下げを行ったことにあります。そのため医療費に対する国庫負担の割合は38.5%になっております。実際、厚生労働省保険局の健康保険事業年報によりますと、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、1984年度49.8%だったものが2004年度には34.5%に落ち込んでおります。国保財政再建のためには国庫負担を1984年度当時の水準に計画的に戻していく必要があると私は考えております。

さて、本市の国保財政も大変厳しい状況にあるということは理解しておりますが、18年度は国保税の基礎税額を所得額の100分の7.5から100分の8へ引き上げました。また、介護納付金課税額を100分の0.70を100分の1.10に、また均等割を8,300円を10,000円に引き上げました。これによる増税は筑紫野市民に対して約8700万円になっております。国民健康保険税が税額の改定をする際には当国保運営協議会に諮問をされるわけですが、この時にも課税額の改定の諮問を受けましてここで慎重に審議をした結果、諮問どおりに改定するとしたわけですが、そのときにですね、一般会計から国民健康保険特別会計への赤字補填繰入金の上限枠を撤廃するようということを申し添えておりました。諮問案どおりに改定するときそういう要望も入れておきました。それで、平原市長におかれましては今後予定されております制度改正に際しても、平成18年度の国保税値上げに対しての当国保運営協議会の答申の意向を最大限尊重されるよう要請しておきたいと思っております。18年度はそ

<p>高原係長 (事務局)</p>	<p>れにとどまらずにですね、国の税制改正に伴う国保税の増税が別枠で5000万円ありました。ですから国保会計だけでも市民に対して約1億3700万円の市民負担増となっております。これは今後ずっとその負担増を市民が受けていくわけですね。ですから国保財政再建のためにはこれ以上住民に負担を押し付けるのではなくて、健康推進事業の充実とともに国庫負担割合を1984年以前の医療費の45%に戻すということをお願いしたいと思っております。本日は18年度の決算についての審議ということでございますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次に、委員さんが替わっておられますので、みなさま自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p><委員・事務局の自己紹介></p>
<p>高原係長 (事務局)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>市長は次に公務がございますので、ここで退席させていただきます。</p>
<p>濱武委員</p>	<p>少しよろしいでしょうか。</p>
<p>城間会長</p>	<p>濱武委員どうぞ</p>
<p>濱武委員</p>	<p>市長が退席されるということでしたので時間が無いんでしょうけど、決算の審議において色々聞くべきことが少しありますので、ぜひとも市長のお考えを聞かせていただきたい。</p> <p>2点ございまして1つはですね、市長が望んで説明されておるところに意見を反すようですが。昨年値上げをしたんですね、私も最近また福岡からこっちへ戻ってきました、市政からも離れていたんで、まあ国政の方はよく知っているんですけど、組織、いわゆる今回保険の枠組みの改正が来年のことなんですね、その時にやはりまた料金の改定があるのかどうかということ踏まえて、ある程度、今回決算の話のことを聞かないといけない。先ずこの点が1点、それともう1点はですね、市長もまあ本質的には、いわゆる国保の会計と一般財政の会計というのは別物でしょうけども非常に筑紫野市の財政が悪いということです。そしてその悪いということになってきてまた国保の会計も今の状態です。これをどのように変えていくか、どうしたらいいか。特に市長は24年間市議をしておられましたし、また、市長職も6年、5年ですかね、なってます。だから例えば、関係はありませんが、いわゆる市の方が財政がきつくなったときに、長だから、まあ一番安易な方法は料金を値上げすることです。税金をですね、上げることです。しかし、それではなく例えば様々な見直しをする。例えば薬をある一部の保険関係のところから薬を後発薬に変えるとか、そういうのをお願いする。また、多受診はだいぶ減ったようですが、平成11年のころは委員会によく出てましたが減ってるようですけど、そういう風な</p>

平原市長

話もやる、調査する。また、健康について増進するために医師会にお願いをして、できる限り先生たちでケアをしていくとか、様々な方策・手段があるということです。ですから、いずれにしてもこれを解消するためになんらか市長のお考えはあるのか、というのをお聞かせいただきたい。

はい、なんか一般質問みたいになりましたけれども。

本当にみなさまには18年度の改定の時には大変なご迷惑をおかけしたと思います。

今ご指摘のあったようにですね、城間委員長もおっしゃいましたけれども本質的には国保会計の問題というのは、いわゆる国庫負担の割合が変わって、私も挨拶で申し上げましたように、無職の方とか中小企業の方とかですね、担税能力の非常に弱い部分での国保という実態になっているという、この構造的な欠陥と言いますか、ここがやっぱり問題であるという認識は私もいたしております、実は全国市長会でも国保、それから介護保険、それから後期高齢者医療、まあ矢継ぎ早に改革が進んでますが、住民の負担増というですね、認識が非常に広がって、その直接の原因ではないにしても、やっぱり市町村にそれぞれの批判がお寄せいただいている。このことも十分承知しているつもりです。したがって、制度上の欠陥につきましても、ご指摘のように私どもは、県の市長会、九州市長会、全国市長会を通して国保会計の安定的な経営についてのですね、国のきちんとした関与、これを求めた意見書、そういうものを全国市長会としても提案をしてきているところでございます。

それで、じゃあ制度的な一つの自治体では如何ともしがたいものは国に対してきちんと言うべきものは言う。あるいは県に対しても、後期高齢者の問題はまだ大きな問題をはらんでますので、私も申し上げていかなきゃならないところですが、じゃあ言うだけで良いのかというところではありませんが、現に筑紫野市国保に加入いただいている方々の生活実感というものもあるわけですから、市としても基本的になんらかの対策をとらなきゃいかんと。これは今までも担当課の方からも説明させていただいていると思いますが、従来からやっております医療のレセプトのチェックはもちろんのことでありますが、多受診医療の問題でありますとか、もっと、国もようやく最近になってまた言いはじめましたけれども予防医療に全力を注ぐ、当市の場合は特に健康づくり運動ということでですね、各課の横の連携でプロジェクトを作って「なかなかよか健康チャレンジ」でありますとか、その他、カミーマリアを中心市内7箇所健康教室もやっておりますが、そういう物ももっときめ細かくやっけていけるためにマンパワーの要請をしながら、できたら行政区毎までですね、それぞれ広げて健康づくり運動を全市的に取り組んでいく。こういう内部の努力をやってですね医療費を上げないということで考えておるところでございます。また、医師会やその他の医療機関との連携も、あるいは要請もですね、それぞれしていかなければならないというふうに思っております。それで収入をどう増やすかという国保会計で言いますとこれは徴収率を上げるということ以外にはですね、今の制度上ではかなり困難な面があります。ですから、どう支出を抑えていくかということ。これもまた限界もありますけれども市独自

の努力をしてですね、最大限、今申し上げましたような取り組みは積極的に進めて行きたいと考えております。

それから一般会計からの繰入の件も若干あったわけですが、市自体の財政健全化5箇年計画に取り組んでおりまして今年が3年目ということでありまして。18年度の決算がだいたい今、9月議会に出ますけれども概略を言いますと財政の指数として例えば財政力指数は7%から7.2%に増えております。財政の力は上がってきつつありますね。それから経常収支比率も90%でしたけれども88%の決算状況にあります。ただ筑紫野市が一番問題なのは、市の財政再建で一番大きいところは近隣の市町村に比べて約2倍のですね借金をしている、いわゆる財政用語で起債と言いますが借金ですね。この起債制限比率が非常に高まっていると、借金が近隣の市町村より2倍になっている、このところが一番、実は大きな課題として、今、財政再建法みたいなものも6月に法律が可決になりましたけれども、連結決算ということで一般会計だけでなく特別会計も含めてですね、借金がどれだけあるかということでひとつの基準を18%に国が引いております。いろんな動きがあるんですけども、市の財政の方はですね、入るを計って出を制するですから収入をどう増やすか、これはもちろん税の徴収率は昨年よりアップしていますが、他にも当面の策として企業誘致ということで税収を図る。その他税収を図る対策を様々としています。そして支出を出来るだけ抑えていくということで行政のスリム化をやりながら、今から本格化をしていくと言いますか、簡単に言えば入るを抑えて出を制するということをしながら財政構造自体は比較的良くなってきつつあるんですけども、しかし、借金が依然として、大体この4年間で50億円くらいは返せましたけれども、まだまだ多額という現況でございます。したがって、先ず市の財政をきちんとしながらですね、国保会計への繰出しという問題は財政健全化5箇年計画の枠がはまっておりますので簡単にはまいりませんけれども、それぞれ政策的に例えば緩和策をする場合にですね法定分とかその他を含めて若干の配慮はですね、今後、市の財政をきちんとしながらしていかざるを得ない。国保会計の内部努力は、私どもの全市民に呼びかけた、先ほどから言っております努力をしながら、入るを計るというこれまた限度がございますので全体として何らかの施策をとっていかねばならない現況かなというふうに思っております。新たに20年から始まるものも多くの課題を抱えております。また市民負担増の傾向となる要素もありますが、これは18年度の決算をされていく中でですね、少し決算に関連してこれは来年度の予算になってもなんですけれども、平成20年度からどうするかということは私どもも今年度内に省令やその他を見て細かく議論をしていきたいと思っておりますから、平成20年度の改定をどう対応するかというのは、まだきちんとした方針が固まっているわけではないんですね。18年度の決算状況をみながら、その辺は追々またご意見として出していただいて調整していきたいと思っております。

概略のお話しになりましたけれども以上です。

それでは、いろいろ煩わせますがご審議宜しくお願いいたします。

<市長退席>

高原係長 (事務局)	<p>それでは、協議会規則の規定によりまして、今からの会議の進行を城間会長にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます</p>
城間会長	<p>それでは、次第により進めていきます。</p> <p>先ず、第一には、議事録署名人についてでございますが、本日は被保険者代表の富岡昭二委員にご署名人になっていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p>
富岡委員	<p>はい。</p>
城間会長	<p>それでは、富岡委員よろしく申し上げます。</p> <p>では、平成18年度の決算審査に入る前に木村部長にご挨拶をお願いします。</p>
木村部長 (事務局)	<p>先ほど申しましたように健康福祉部長が2年目になります。1年終わりましたでなんとなく国保の流れがわかってきていますけど、まだまだ係長、課長に頼らなければ私1人では何も出来ません。また、国保運営協議会においては委員さんの力を借りなければ何も出来ませんので今後ともよろしくお願いたします。</p>
城間会長	<p>それでは、平成18年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計決算(案)について、村下国保年金課長に説明をお願いいたします。</p>
村下課長 (事務局)	<p><平成18年度国民健康保険事業特別会計決算(案)(歳入)説明></p>
城間会長	<p>それでは、歳入のところまでで、質問等があれば。</p>
富岡委員	<p>直接決算には関係ありませんが、参考までにお聞かせいただきたいんですがよろしいでしょうか。</p> <p>昨年の調定額は料率の変更で増えてきたとわかるんですが、我々被保険者の立場とすれば今年は料率は変わらないのに調定額がはるかにみんな高くなっているわけです。それがどうゆう影響でそれが高くなってきているのか、わかったらちょっと教えていただきたい。</p>
村下課長 (事務局)	<p>個人の税額のお話でしょうか。多分、お年寄りの方だと思うんですが、一昨年からですね、</p>
富岡委員	<p>年金課税強化の問題ですか。</p>
村下課長 (事務局)	<p>はい、あれが3年間かけて課税所得が上がりますので、</p>

富岡委員	<p>いやいや、それはわかるけど、原因はそれだけですか。 わかるのはそれだけですか。</p>
村下課長 (事務局)	<p>税率の部分が住民税の部分が変わってるんですよね、確かに税率が、しかし、その部分の前の金額の総所得額で国保は税額計算しますので、市県民税は確かに上がってると思いますけど</p>
富岡委員	<p>私の周囲は全部高齢者ですから、それはいわゆる年金課税強化の問題であろうとは思いますが、一般的に高齢者から金を巻き上げようという魂胆がみえみえだし、それは特に感じられるんですが、何か原因が他にあったのかなと。</p>
村下課長 (事務局)	<p>国保関係では、それだけです。 3年間ですから、昨年から今年で課税所得が6万円ですかね、ずれてますので</p>
富岡委員	<p>調定でどれぐらいの伸びになったんですか。合計は。</p>
村下課長 (事務局)	<p>18年度から19年度でしょうか。ちょっと準備します。</p>
富岡委員	<p>いいですよ。18年度の決算とは関係ない話なので。 みんなそのような声が多いもんだから、原因がわかっていたら教えてください。 そこに資料がなければいいです。伸びたことだけはっきりしてるから。住民税なんかは、所得税が1割が、5%になる分が上乘せされたというのがはっきりしているわけですが。国保関係は、説明が付きにくいし、ただ年金課税強化の問題だけなのかなと。</p>
村下課長 (事務局)	<p>予算上の調定額ではですね、18年度当初よりも下がってますね、一般は。退職は若干上がってますね。 多分、先ほど言いましたように、20万円ずれましたよね。それで、7万円、6万円、7万円と3年間で調整するという形になっていますので、20万円ずれるとですね、多い方は、今まで7割軽減だった人が2割軽減になるとかあるんですよね。そういう方はものすごく上がりますので、7割・5割・2割というように軽減が変わってくれば金額は結構上がりますですね。軽減がかかっていない方はあまり変わらないと思うんですけど、それ以外の軽減がかかっていた方は、そのことで軽減がなくなって、ランクが上がればかなり増えるということになります。</p>
富岡委員	<p>結局は所得が増えたということだけですか。 国が認めた所得が多くなったということだけの問題ですか。</p>

村下課長 (事務局)	平成19年度は税制改正はありません。
富岡委員	何にもしていないから、何で高くなったのかわからないという声が多いからですね。
村下課長 (事務局)	恐らく、そのランク、高くなったと思われる方は、多分、軽減のランクが、それまで5割軽減だった方が2割軽減になったりだとか、2割軽減の人が軽減がなくなったとか、そういう方は、確かにものすごく高くなったなという認識にはなると思います。
富岡委員	そういう、概念の話しか出来ないわけですね。わかりました。
城間会長	他にないですか。
濱武委員	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>2点あるんですけど、先ず8ページなんですけど、私が11年で当選して市民福祉委員会というところにいました。そのときにこの収納率というのが高い方が、要するにたくさん補助金をもらえると、当時が90%を割るか割らんかということで、非常にお話しになってた。で、月日が経ち、こういう風になってしまったと、もう80%台になったということです。</p> <p>それで問題は、そこで議論したのは、これは賦課をされてるんで、そしてその金が入ってきたから90%切ってるわけですね。例えばそこで、例えば、今、国民健康保険の場合は失業された方がいて、突然、次の年にもものすごい金額が入ってくることがありますね。で、こういう方たちは、この人たちもうお金払えませぬよね。中には失業保険のお金使って払わんといかん人がいますね。まあその方確かに資産や財産を持ってますし、まあ次の仕事に就けば固定資産税だ何だ払ってもらえるような方がいるけど、年収が非常に大きな人ほどものすごい額がきて、いわゆる、そういう方たちがお金が払えないのもこの収納率の減の中に入っているんですか。そうしたのが入っていないよと言うんであればいいんですが、どうなんですか。</p>
城間会長	課長
村下課長 (事務局)	<p>確かにそういうケースもあると思うんですけど、かなり、ほとんどの方は失業された方は社会保険の任意継続というのがございますね、2年間。それで、どちらが高いかということで比較して安いほうに入られる、という形がほとんどでございます。大体、かなりの所得をとられている方につきましてはですね、圧倒的に社会保険の任意継続が安い。かなり給料の安い方でもですね、どちらかというと社会保険の方が安いのではないかなという形が見うけられますので、ほとんどの方はわざわざ高い国保に入る方はあまりいません。ただ、社会保険の方が20日以内に手続きしないと出来ないというのがありますので、そういう場合は国保加入する場</p>

<p>濱武委員</p>	<p>合もありますけど、高額の方はほとんどが任意継続をされています。どちらかと言うと低額の方のほうが国保に加入したいという話はされません。</p> <p>いわゆる、その今のお話だと、選択肢はあるけれどもその方たちが払っていない分もこの中に入っているということは今わかりました。</p> <p>そうなるそうですね、例えば会社の強さや組織力の強さによってですね、社会保険ではなく国民健康保険の方に来る方も中にはいるわけですし、それは個別のことがあると思います。</p> <p>また、実は財産の相続だ何だという形で多くの満額に近い国民健康保険の料金を払わないといけない方、まあ特にご高齢の方で旦那さんの資産を受け継いだとかいうことで、まあこれは仕方ないですよということですよ。金額が来てるんですということもあってですね。先ず問題はその辺の、要するに現実として支払能力のない方々がいますよね。その方々に対する何らかの措置ということを考えることも大切じゃないか、特にこれからは時代はそういう時代になってきますから、それを今後の収納率を上げるということを考えてならば、それで私はこの9ページなんですけど、9ページがいわゆるその軽減措置というのがありますね。低所得者の方は確かに慢性的な低所得者を指すのか急に0円になった方を指すのか、ところが、低所得者の方は安定的に低所得者とし僕はこの資料を読めませんが、結局この筑紫野市がいろいろ資産をもって、家をお持ちの方だ何だということ、ちょっとの機会をもらえればお金を払うけれども、いるわけですよ。</p> <p>また、先ほど言ったように急に大きなお金をもらって、まあそのお金を取っとなないのが悪いという風に税理士関係者の方は言うんですが、まあそれはいろいろ遺産分けだ何だとか、そこまではなかなかとらんみたいですけど、それは個人責任かもしれませんが、今はなんとしてもこの収納率を何かの形で上げないといかん。というのは、私がなんでこういうことを言うかということ、これはあれですよ、年金がそうでしょう。年金が収納率を上げるということでものすごくもめて、数字の改ざんがあったわけでしょう。そういうことがあっているわけで、実際、現実的ないいわゆる賦課ということを考えないかん状態だと今思いますよ。真剣に数字を上げたければ。だから、一応、僕は公益代表としてそういう話を聞いて、その人たちが悪いと言えそれまでですけど、もうそういう事態でなくて、ある程度その軽減対象というものを上手く使ってですね、やっていかないといけないんじゃないかと思いますが、実際そのような取り組みは本年度、前年度を通して色々された経緯がありますか。</p>
<p>城間会長</p>	<p>村下課長</p>
<p>村下課長 (事務局)</p>	<p>確かに収納率を上げるということは大切なことであります。ただ、この軽減の問題につきましてはですね、確かに言われたように前年度所得で一定以下の人については軽減措置がございますという形で、特別な事情だからどうのこうのということではございません。特別な事情の軽減措置とい</p>

	<p>うのは、規則で定めておりますけど、災害とか世帯主の病気とか色んな形で収入が激減した方、そういう方に対しては一定の減免をしますという形でございます。昨年度は幸い災害もございませんでしたので、その分での減免措置はいたしておりません。先ほど言われるように、確かに考え方として社会保険事務所みたいに母数を下げて%を上げると、収納率を上げるという考え方もございますが、社会保険庁は見事にそれで失敗いたしましたので、そういう姑息な手段では駄目じゃないかという風に私は思っております。</p> <p>色々相談にみえられた方につきましては、こちらの方で色々お話しをして、どうしても一度に納めることが無理であれば分納とか色んな形でもご相談に応じておりますので、そのへんはさせていただこうという形です。ただ、収納率を上げるために色んな策をとるという形では今のところ考えておりません。入れてもらわなければいかん分は入れてもらうということで、きちっと収納対策をしていきながら、収納率を上げていくという形しかないのではないのかなと。それとあと1点、先ほど言いました色んな事情をお持ちの方がおられますので、そういう方についての減免をどう考えるかということでございますが、一定の線引きをしないと大変でしょうねという形だけでは減免には出来ないのではないかなという気がします。これは、みなさん苦しい中で保険税をいただいております。私も今の保険税が決して安いなんて思っておりません。誰でも払える金額だとは思っておりません。かなり厳しい生活の中で払ってもらっているという風に思っております。ですから、そういう中で安易に色んな形での減免を認めていくことがいいのかどうかというのは、私は難しいのではないかと、公平性という形から難しいのではないかと考えております。そのような話があれば、ご相談にのりたいと思っておりますが、そういうことだけで減免を即考えていくという形にはならないのではないかなという風に今のところは思っております。</p>
濱武委員	<p>そうやってきたら9ページにあります、低所得者層軽減世帯の方は、どうやったらなれるんですか。</p>
	<p>そういう基準とか、もちろんそれは私が条例を読めば済むことかもしれませんが、今のお話だと出来る限り負担をしていただきたいと公平にやっていただきたいというものの、この数字を見て、5, 566世帯とありますよね。どうやったらこれになれるんですか。</p>
村下課長 (事務局)	<p><低所得者への保険税軽減適用基準について説明></p>
濱武委員	<p>はい</p>
城間会長	<p>もう一回だけで、最後に。</p>
濱武委員	<p>本当は、事前に申告書出さないといけませんよね。まあ、今、法定できちっと定められているからということでわかりました。</p>

それで、市長が先ほどね、最後って言うから、市長ははっきり言ってお金を入る方も出る方もいっぱいいっばいと、増やしようもないし。だから、値上げについては、一切言わなかったね。だけど、いつも市長が口癖で言う、金がないなら知恵を出せと、ところが今の課長の話だと昨年度決算ではあるように、例えば減免一つとっても考えていないと、そして、例えば、これはページで言えば8ページなんかは、僕はちょっと厚労省の関係で、これは守秘義務があるからあんまり言えないけど国保ヘルスアップ事業なんかもね、まあよく取ってますよ、ここは。もっと取れるところもあるし。そしたら今、国保はね、これはもうヘルスアップ事業は、みなさん委員さん継続されてるんで疎んじられると思うんであまり言いませんが、まあ今年で終わって、来年以降は一般的な施策になっていく。そうすると、しかしながら、やっぱり厚労省の方としてはちょっとモデル事業というのをしたいと、財務省対策で予算とってきたいという気持ちがあつてですね。やっぱり、筑紫野市というのはこういうことをやっている、先進的なことをやっているということで、要するに知恵が欲しいんですね、地方の。彼らに言わせれば、それは、地方が出してきたら特区まで含めて、特区は大袈裟かもしれないけど、そういう風に金の歳入する部分の費目を準備する準備はあるということはもう聞いてるんです。誰とはちょっと言いませんけどね。立場があられるから、向こうも。だから、そういうのをやったらお金は入ってきますと、そのときに例えば、医師会の方に協力していただくとか、いろいろお話しの中では、健康推進委員みたいな方をずっとまわしていくことで、健康のことをずっと、まあ、いろいろお話しを実は現課の方から聞きましたけれど、食事のことだとか何だっというのをずっとやってまわしていけば、20年くらい経てば全部の家庭が確におっしゃるとおりひじょうに健康的な家庭になる。そういう活動をしていく。また、医師会もタダというわけにはいきませんから、何とかそういうわけをお願いにあがって、いろいろ先生の方たちと一般住民のふれあう機会をして、まあなかなか日本では難しいでしょうけれども家庭医みたいなことまで進んでいく。そういう風な事業をしていけば厚労省は出しますよ。それがいわゆる、今の市長の言っていることと同じだと思うんですが、部長、そういう風なことに関して、今後、考えとか改革とかお考えがあるんでしょうか。

城間会長

はい、木村部長

濱武委員

最後ですからね。

市長は、要するにもうこれ以上お金を出せないし減ることもこの会計は難しいから困ると。そしたらもう知恵しかないと思うんですよ。

木村部長
(事務局)

そうですね、市町村で国の制度自体は変えること出来ないんで市町村で拠出する医療費が減るように、例えば今、委員がおっしゃったような他の健康事業、こういうのをどんどん推進していこうと思っています。だから、それぐらいしか手立てがないのかなと、それと先ほどからおっしゃられてる徴収率の関係もうちの方は体面を保つことじゃなくて、普通、滞納の方

	<p>は全てに滞納してあるんですね。例えば固定資産もそうだしいろんな滞納してあるけれど、過年度の分から納めていって現年度が残ったりしてるんですけど、それは過年度を切り捨てていくと財源自体が少なくなる、形はよくなりますよ、徴収率の形はよくなるけど、そういうことをやらなくて収納課もそういう信念の基にやっていますので正直な数字が出ていますけれど、個別に訪問をやって徴収率を上げていこうと地道な努力を今後もやっていきたいと思っております。制度・法律にのっとった形でやらなければいけないけど、なるだけ医療費が高騰することがないような事業を展開したいと思っております。</p>
濱武委員	<p>ちょっと発言の中に誤解があるんで一つだけ言わせてください。僕はズルをしてね、お金を調整して改ざんしてやってくれと言ってるんじゃないんで、出せない家からとること自体が難しいでしょうということをやっただけで、それで減免を上手く組み合わせたらどうかということ制度上言っただけですから、もちろん私は社保庁みたいなことをしろということは決して言ってません。</p>
城間会長	<p>はい、それでは歳出の方にいていただきたいと思えます。</p>
村下課長 (事務局)	<p><平成18年度国民健康保険事業特別会計決算(案)(歳出)説明></p>
城間会長	<p>はい、それでは、今事務局の方から説明をしていただきましたが、平成18年度の筑紫野市国民健康保険事業特別会計についての質問、ご意見ありましたらどうぞ。全般的に。</p>
坪山委員	<p>12ページの、6款保健事業費のところには健康優良世帯とあるんですが、今でもやっぱりやっているんですか。</p>
村下課長 (事務局)	<p>はい、やっております。</p>
坪山委員	<p>具体的にはどのような内容で。</p>
村下課長 (事務局)	<p>健康優良世帯表彰につきましては、現在、筑紫野シール会の商品券をお配りしています。</p>
坪山委員	<p>そうですか。前は医療器具とかを配っていて、あれから取りやめになっていたから全然ないかと思っていたら、ずっとしてあるんですね。わかりました。</p>
城間会長	<p>他にありませんか。 はい、里永委員</p>

里永副会長	<p>今日、数字はいいんですが、また現課の方にお尋ねにあがりますが。11ページの歳出の中でですね、保険給付で療養費とかいうのがあるんですが、病院にかかった費用とですね、それから薬代の費用があると思うんです。その割合がどのくらいになっているのか大体わかりますか。</p> <p>というのが、私がひとつ本を読んだ中で、最近、薬を脳梗塞とか血圧の高い人に渡す分がかなりのウェートを占めているというのを読んだことがあるんですね。その薬代がどの程度なのかここで療養諸費というのは薬代も病院代も含めてのことの金額なんですか。それともこの療養費というのは病院代だけのことなんですか。どうなってるんですか。</p>
城間会長	村下課長
村下課長 (事務局)	これは医療機関に支払った分でございますので、当然、薬代も含まれています。
里永副会長	それは分けて見る事が出来るんですか。
高原係長 (事務局)	請求が院外処方であれば、薬代がわかるんですけど、院内処方の分もありますので、薬代がいくらというきちんとした数字はありません。
里永副会長	<p>色々な先生方によって診断が違うと思うんですが、例えば、病院で診察をしてもらって支払う金額と、調剤薬局に行って薬をもらって支払う金額が同じぐらいの場合があります。高血圧の場合などはかなりの割合になるのではないのでしょうか。私はそういったことに少し着目した方がいいのではないかと思います。その辺のことについて国民健康保険の課として、なにか目安があるのでしょうか。</p> <p>それから薬代が院内処方であれば出ないということですけど、薬代と病院代の内訳がわかる方法が何かないのでしょうか。そこを見ていかないと、実際にどうなっているかがわからない。ここに上がってくる支出も今のところ一緒になってきているんですよね。その辺が何かわかる方法があれば、今後の検討課題となるのかどうかかわると思うんですよ。</p>
城間会長	村下課長
村下課長 (事務局)	<p>先ほども話しましたように、病院で薬を出しているところもありますけれども、市の方にはレセプトという形では調剤薬局さんは調剤薬局からこの薬を出しましたという請求が来ます。それから医療機関からはこういう治療をしましたということであるわけですけど、その中に薬代は分けていると思うんですけど、総額でしか統計をとっていませんので、1枚1枚全部見ないと出来ないという形になりますので、正確な数字はちょっと難しいだろうと思いますが、今かなり院外処方の所が増えていきますので、そういう形で調剤薬局さんからの支出分がどのくらいかかっているのか、病院の総支出額がどのくらいかかっているのかということだったら出るとは思いますが、ただし、それはあくまでも正確な数字ではございませんと前置</p>

きをしなくてははいけません、今はほとんどが院外でしょう、お医者さんに行ってもほとんど薬局でもらってくださいというのが多いですね。まだ田舎の方は薬局が少ないから病院が薬を出しているところも結構ありますけれど。

そのようなやり方しか出来ないのではないか、それと医療費の関係ではですね、先ほど歳入のところで444,000円が県から補助金をレセプト点検でもらいましたとありましたが、これはあくまで成人病の方のレセプトを全部拾い出してどのような病気が多いのか、それを見て市の方でどういう対策をしたいか、例えば同じ成人病と言っても血圧が高いとか糖尿病の方が多いたか、いろんな形がありますのでそういうものの傾向を見るところでレセプト点検を県から補助金もらってやっています。これから先は、メタボリックシンドロームを注視して、来年からは特定検診、保健指導が始まります。そうなりますとどうしてもそういう検診に引っかけた方の治療歴などをレセプトで調べていくという形になってきます。これからはそういう形でレセプト点検をしながら、健康推進課と力をあわせて向こうでは保健指導、こちらではデータを出すとか、そういう形での医療費削減を進めていきたいと思っております。

里永副会長

それともう一つはですね、例えばセカンドオピニオンというのが最近言われています。一つのところで診てもらったときに血液検査しますね。セカンドオピニオンでもまた全く同じ検査をするわけですね。その辺のダブることもあるんですが、そういう検査のことがですね、私は今後は病院がある程度統一した形で、一つの検査したことで、例えば半年も経っていれば血液検査はしなきゃいけないけれど一週間後に行ったときにまた検査して、私はそれはどうかなと思います。最近では病院に行っても血を回収に来る業者がいますよね。その辺の検査のこともだいぶの中には含まれているだろうと。それから、大学病院などは自分のところでその日にすぐ検査するから2時間待っていれば結果がすぐ出てきますからわかるんですけど、おそらく点数からしても血液検査は結構かかっているんじゃないかなと思われるんです。

私は、まだそこがどうだということはまだわかりませんが、ただ、そういうことも含めてですね現課の方はやっぱりその辺の整理の仕方をしてですね、見方なりを整理していただくこともあるんじゃないかなということだけを申し上げたいと思います。

城間会長

課長

村下課長
(事務局)

今、セカンドオピニオンの話がございました。血液検査の内容はものすごくあるんですね。実際にしているのは、そのうちの一部だけを採用してあるみたいです。一つの検査をするのに三方式も四方式もあるみたいで、これは異常が出てるけど、出ていないものもあるので別の検査もしましょうとかいってすぐに血液を採られる場合もあります。

そういう形で、あるのはあると思うんです。ただ、これはいつも言っているんですが、保険者がお医者さんに診療方法でお金がかかるからダメだ

	<p>とかは言えないんです。だからそのようなお話しは難しいと思います。ただ、厚生労働省もその辺には着目しているみたいですよ。今は、こういう治療をしまして、それが何点ですという計算でお支払しているんですが、良いのか悪いのかは別にして、これから先は、例えば一つの病気に対していくらという形に変わっていくような形の考え方になっています。ですから、今まではどんな病気でも例えば関係なくても血液検査しなくてもいいような病気でも血液検査すれば検査しましたからと点数が加算されていたんですが、これからは、その病気に対して治すためにはいくらかかるというような点数制が出てくるようになっていきますので、そうやって厚生労働省も少し考えているのかなと感じはします。ただ、病気の具合が悪くもっと治療が必要なのに点数に見合った治療までしかならないと言われるとまずい結果になるので、良いのか悪いのかはまだわかりませんが、先ほど言われた方針には少しなるんじゃないかなと思っております。</p>
<p>里永副会長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>城間会長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>城間会長</p>	<p>それでは、私の方からちょっとお尋ねいたします。 先ず2点お尋ねして、それから部長にお尋ねしたいと思っておりますが、1点はですね、14ページの決算書（案）ですね。保険税が前年度に比べて伸びております。そしてその次の全体の歳出の方ですけど、全体が前年度に比べて伸びているんですね。歳入歳出は伸びているのに、国庫支出金は減になっていますね。これはどういう風に分析してあるのかちょっと理由をお尋ねしたいと思います。それともう1点は共同事業交付金というのがありますよね。これは先ほど説明を受けましたが、歳入の方は4億円ですね、歳出の方は4億5千6百万円と入りは少なくても出は多いですね。これはどういうことなのかということと、こういう情報を含めたうえで尚且つ一般会計からの繰出し、赤字補てんについては前年度並みになっているんだけど、共同事業拠出金とですね国庫支出金の減についての理由をお尋ねしたいと思います。先ず課長に。</p>
<p>村下課長 （事務局）</p>	<p>よろしいですか。先ず、1点目は国庫支出金が減になっている理由でございますが、これにつきましては、平成17年度から18年度にかけて三位一体の改革の影響かどうかわかりませんが、それまで国が40%、国の方が5割出すということでしたよね。 16年度以前は国が保険給付費の50%出します。40%を定率で、それから調整交付金として10%を出しますという形になっていたんですが、これが国の分が定率が34%に、調整交付金分が9%に合計43%になって残る7%分は県が出すという形になっています。それが17年と18年の経過措置でなっていますので、その分、国が下がって県が増えていくという形です。ただ、国の減る分に対して県はその分増えてはいませんが、国庫支出金はそういう形で減らされたということです。それから2点目の共同事業拠出金の関係でございますが、これにつきましては今の資</p>

	<p>料の歳入の交付金の分が9ページの中ほどにあります310,516,887円。それから歳出の分が12ページの362,234,277円。約5千万円程度歳入と歳出の差がございます。これにつきましては、この保険財政共同安定化事業は各市町村で出し合ってしなさいという形になっておりますので、30万円以上80万円以内の医療費は筑紫野市でかかったお金、全体をプールしまして半分はかかった市町村が出し半分は人口割で出すということになっています。筑紫野市は全体的には医療費が安いところですが、福岡県は高いんですが、県下では筑紫地区、特にこれは老人医療ではございませんで一般医療ですから、若い人が多いところほど安くなるという形で筑紫地区、福岡都市圏は安いという形です。筑紫野市が大体5千万円、その人口割ので半分を出します。例えば10億円かかれば半分5億円は筑紫野市がもともと負担するということになって、あと5億円はみんなの分といっしょになって人口で割りますので、人口が多くて医療費が安いところは高くなるという形です。これにつきましては県の方から3%を超えた分については調整交付金でみますと言ってるんですが、入っているのか入っていないのか、国の交付金で賄いますというのと同じで今のところその分がいくらあるのかははっきりした金額はわかりません。</p>
<p>城間会長</p>	<p>それで、共同事業交付金については筑紫野市はプラスマイナスすると出す方が多いということですよ。これは18年の10月から始まっているから半年分ですよ。ということは19年度からは倍額と思っておかないといけないのかな、大体。</p>
<p>村下課長 (事務局)</p>	<p>あくまでも概算で支払っていますので、19年度の見込がきてた分では1億円とかにはなっていないみたいですが、2倍にはなっていません。</p>
<p>城間会長</p>	<p>それで、何につけてもですよ、国の方の制度が、色々いじくってそんな負担をかけてきているわけだけれども、今度も部長にお尋ねしたいのは、先ほどの市長のお話だと、後期高齢者医療制度が発足するにあたっての国保会計からの支援分、これがまだどれくらいになるかわからないけれども、それについてはやはり市民に負担増をお願いせざるを得ないというニュアンスの、するとは言われなかったけれど、そういうニュアンスだったんだけどね、それにしてもね、なんで市民にそういうことを押し付けることを平気でやれるのかというのを言いたいわけですよ。さっきも言いましたけど46%が高齢者でしょう。年寄りに何でこんなに次から次に毎年毎年やるのかということなんでね。私たちがこの前18年度に国保の税率を上げることやむを得ないというふうにして上げるときにもう一般会計からの上限枠撤廃はしてくださいよといっていて、上限枠撤廃ということはですね、赤字になった分はちゃんと一般会計から繰り入れてくださいよということなんです。制度が変わりましたからといって、そういうことを次々にやられると困るわけだけれども。市長は片方では格差の是正、それはやっぱり市としてもやっていかなくてはいけないと思ってるということも言われてましたよね。この国保税を払っている人たちというのは本当に低所得者、</p>

	<p>あるいは高齢者、もう第一線を引いた人たちなんです。こういう人たちに次々に負担をかけていくのを平然とやるというのは絶対に許せないから。これがどのくらいの額で出てくるかというのは問題ですけどね。さっき、ちょっと聞くと半端な数字じゃないかもしれない。そういった場合に全部市民に被せることはないだろうと思うんだけど、私は市全体の財政状況を見たときでも、やろうとしている他の事業を削ってでも市民の暮らしを守らないといけないと思うわけだけでも、私は何回もそれを言ってきたのに分かっておられるのかどうかわかりませんが、さわやかな顔して言われるから、部長にお尋ねしておきたいのでお願いします。</p>
<p>木村部長 (事務局)</p>	<p>確かに、この国保会計が赤字のまま決算するわけにはいきませんよね。だから、それは財政当局もよく理解をしてくれています。それで、赤字のままじゃ駄目だから繰入金を出していただいているんだけど、国保会計で基本的には姿勢は努力できること何かないですかというのが財政当局の希望なんです。前回18年度は本当にご迷惑をかけたんですけど改定をしていただきましたけれど、今後については動向をみながら、会長がおっしゃるようになるだけ高齢者に負担がかからないような形で担当課・担当部としても財政当局と綱引きしながら今から協議したいと思っていますのでよろしくご理解をお願いしたいと思います。</p>
<p>城間会長</p>	<p>それで、部内部の努力をとちょっと言われたけれども、部内部の努力といっても限界がありますよね。色々な手立ても今とっておられるし、長期的には色々やっぱり医療費抑制のために努力もしているの。事務費、諸経費の削減等もですね本当に考えておられる。でも、ぎりぎりのところで出来ない場合、やはり市長は市全体を見て、これはやむを得ないという判断をしてもらわないとね、全て担当部局の責任ではないと思うからですね、そこら辺を綱引きするときにはしっかり、私たち国保運営協議会も勉強しますけど市長を説得するためにですね努力していただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。</p>
<p>城間会長</p>	<p>他はありませんか。 ご意見はないでしょうか。これは承服しかねるという意見など。</p>
<p>本岡委員</p>	<p>よろしいでしょうか。 これは私の範囲じゃないんですが、血液検査の件おっしゃいましたけど、あれは項目がたくさんあるんですよ。だからドクターがこの病気だったらこの項目とこの項目までは保険で出来ますよというのがあつたんです。それから、それにもう一つ違うものを調べたいというときはやっぱりしないといけないんです。しないと見逃すことがありますから、見逃したら今度は逆に訴えられますもんね。だから、そういう部分がありますので、ご理解いただきたいと思います。 それともう一つはですね、やはり自分の使いつけた検査機関の積み重ねで治療してある方は、やはりどうしても、もし差があつたらということもおもわれるかもしれません。それと先ほど言いましたように別の項目がや</p>

	<p>っていないということが一番だと思いますけれども、医療機関で大体最近 は同じようになっておりますけれども、一頃はそれがバラつきがあった時 代が昔はあったみたいで、そういう考えがある方もいらっしゃるみたいで すのでそのところをご理解をお願いします。</p>
<p>里永副会長</p>	<p>よろしいですか ありがとうございました。 今みたいに、はっきりわかる形でおっしゃっていただけると私どもも安 心なんです。ただ、血液検査がどこでもされるけれども、今おっしゃられ た様な内容が私どもはまだ理解できていないじゃないですか。だから、国 民健康保険の現課ではちゃんとそういうことも調べてもらって、それはそ ういう問題があるはずですよ。病気によって血液の何を検査するか違うか らそういうこともありますよ、ということをおっしゃっていただければ市 民は安心すると思うんですね。だから、それに費用がかかって病気を治す ために調べることなら私はいいと思うんです。それをケチってしなかつた がために尊い命がなくなることであれば返す言葉がありませんから。当然 ちゃんとしていただきたいと思うので、あえて私はそこまで申し上げたん ですが、今日は大変良いお話をいただき本当にありがとうございました。</p>
<p>城間会長</p>	<p>それでは、平成18年度の筑紫野市国民健康保険事業特別会計の審査に ついてはこれで終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
<p>濱武委員</p>	<p>これはどうなんですか。採決をとられるんですか。</p>
<p>城間会長</p>	<p>採決はとるんですか。</p>
<p>村下課長 (事務局)</p>	<p>承認をさせていただいています。</p>
<p>城間会長</p>	<p>それでは平成18年度の国民健康保険事業特別会計決算については承認 することよろしいでしょうか。</p>
<p>濱武委員</p>	<p>いや、前は何か附帯意見かなにか付けたはず、付けたよね。だから、そ れはどうします、つけましょうよ。 <「あれは料金改定するとき」と複数の声></p>
<p>木村部長 (事務局)</p>	<p>予算のときに赤字補てんの上限枠を撤廃してくださいという附帯意見が ついておりました。</p>
<p>濱武委員</p>	<p>だから、今日の会議が報告なのか、ある程度意見をみんなで言うのかね。 というのは、値上げするときだけ言うのじゃなくて、例えば、値上げする なら努力しろとか、例えばそういう形ですよ。例えば、今言われるような 話が出てきてたら、それなら例えば、医師会と話をする機会を作ってい</p>

<p>城間会長</p>	<p>ましようとか、ただでは済まないから我々もきちっと勉強をする、してくださいとか、まあ様々なことがあると思うんですけど、結局ここは最後、お金の料金の話がすべてで上げる上げないの最後の砦なんでしょうここは。はっきり言えば。そしたら我々は言うことは言っておかないと駄目ですよ。それは別にそれである程度そういう形で何らかの形になるならいいけど、まあ別にその形にも何にもならないならいいですけど、言っぱなしで。</p> <p>しばらく休憩します。</p> <p><休憩></p>
<p>城間会長</p>	<p>再開いたします。</p> <p>先ほど、濱武委員の方からご意見が出されました。採決になりますかね。</p>
<p>濱武委員</p>	<p>もう一度休憩を</p>
<p>城間会長</p>	<p>はい。</p> <p><休憩></p>
<p>城間会長</p>	<p>もう一度再開します。</p> <p>平成18年度国民健康保険事業特別会計の決算を承認するにあたりまして、今までの議論を踏まえましてですね、濱武委員の方から何らかの要請をしてはどうかというご意見がございました。みなさんもその方向でよろしいんではないかということでございますので、ちょうど18年度が国保税の税率を改定した年度でありますし、今後、制度改革が予定されております。そういう中で国保会計、財政は大変厳しいのですが2年前にそういう改定をしているのでこれ以上市民負担増にならないように慎重に協議をしていただきたいと、市長を中心にですね、協議をしていただきたいということと、また、健康推進、それから予防医療についても市内で連携をして進めていく、また、各関係機関とも協力をしていただいて、健康な市民生活、安心して暮らせる市民生活が進められるようにしていただきたいということを要請して了承するというに</p>
<p>富岡委員</p>	<p>ちょっとそこにですね、市民に対する説明というのを、いわゆる制度がこう変わりますよという新聞マスコミ等は概略的なことしかないからですね、こういうことを充分説明をしていただくようにせんと不安だらけなんですよ。どうなるかわからないから。それだけ、1項目を加えていただければ私はそれで結構だと思います。</p>
<p>城間会長</p>	<p>はい、あわせて市民に対しても説明を充分にさせていただくようにということ。</p>

坪山委員	<p>すいません。今の市民の要望というところで。ある人から聞いたんですが、分納で例えば1ヶ月保険証もらうとか、3ヶ月もらうとか、そういう人もあるわけですね。毎月の金額を払いきれずに。その時にもらいに行った人が、もう嫌味たっぷりに言われると、何人かから私は聞きました。それで、もらいに行くのが苦になる。そういう話を聞かれたことありませんか。</p> <p>職員さんたちは、ああいう指導をしてあるんだらうか。嫌味たっぷり言われてもらわないかんけど、保険証は欲しい、でも1ヶ月しかもらえない。それで行く度に嫌味をいっぱい言われるから行くのが苦になるという話を聞いたことがあるんですが、そういうことでトラブルとかなにかありませんか、窓口で。</p>
濱武委員	<p>会長、今のは大切なお話だから、会長が訊かれた方がいいですよ。</p>
城間会長	<p>今のは、いかがですか課長。</p>
坪山委員	<p>そういう話も要望の中で、もう少し市民に対して対応時の方法を考えるとか、そういうのも何か。</p>
濱武委員	<p>収納率上げるためにはね、気持ちよくお金払っていただくというね。</p>
富岡委員	<p>今のは病気したから保険証を申請するためにその分だけ納めるというのは、ようするに身勝手な話もありますよね</p>
濱武委員	<p>それもある。</p>
富岡委員	<p>その辺は制度を無視したあり方だと思います。</p>
城間会長	<p>ただ、やっぱり辛い思いして行ってるのに、それに輪を掛けるようなね、ひどいことを言う、言葉っていうのは気をつけてもらいたいなっていうのはありますね。</p>
村下課長 (事務局)	<p>確かに、保険税を滞納している方につきましては、短期証をお渡ししております。分納約束をして、それがきちんと入っている方につきましては、もう短期証ではなくて翌年の3月まで出すということもございます。</p>
	<p>これは、あくまでも短期証というのはその次にお話しして次のお金を入ってもらうのが目的でございますので、どうしても、なかなかお支払が悪い方につきましては1ヶ月とかいう短期証をお渡ししております。そういう方は、ちよくちよく市役所に来なくてはいけないし、来るたびにいくらか入れてくださいという、嫌味たたく聞こえるかもしれないけれども、やっている方はやっている方で一生懸命に収納しなくてはいかんということでお願いをしております。それはお互いの立場の違いでものの言い方、聞き取りようの仕方、これまた違うと思います。主にそれに携わるのはうちの職員と収納課の職員と二通りございますが、お互いまた気をつけなが</p>

<p>城間会長</p>	<p>ら市民の方に不愉快にならないように、しかし、入れてもらうものは入れてもらわなくてはいけないので言いたいことははっきり私たちの方も言わせてもらわなくてはいけない面もございますので、そういう形で進めてまいりたいと思います。</p> <p>できるだけ、そういう風にして市役所に来ていただいてお話が少しでも出来れば、少しでも収納につながりますし、また、来られた方の保険証もお渡し出来るんですが、全然来られない方もおられますので、そういう人たちに対する取り組みも必要だなと思っております。</p>
<p>富岡委員</p>	<p>それは、どういう風に言葉としては。</p> <p>我々が行っても受付の人は事務的におっしゃるように聞こえるんです。番号札をとってくださいと端的に言われれば、命令口調で言われたなという風に感じる方もおられると思うんですよね。そういうのが今の例だろうと思うんですよね。相談に来て、番号札とってから待ってくださいと言われれば、まあ当たり前の話でしょうけど。それがどうしても聞こえが悪いことはあるでしょうね。</p>
<p>村下課長 (事務局)</p>	<p>はい、私も思うのは、どうしても窓口はマニュアル化しているんですよ。そうしないとAさんとBさんと対応が違うといけませんので、これだけは言わないといけない、説明しないといけないなどとマニュアル化していないと、例えばこちらの方には話したけど、こちらには話してなかったとかになると、知らなかったと後でもめることになりますのでマニュアル化しているというのが一つはございます。それとどうしても国保の窓口は結構多いですよ。どうしても、なかなかゆっくりお話する時間がないということも含めて、確かに窓口の対応が臨機応変にという形にはなかなかならないところもあるとは思いますが、とにかく間違いないようにやっていくということがマニュアルでございますので、特に経験年数が若い職員が多いんです。マニュアル化するとどうしても事務的な話にしかならないし、中には、「もうそんな話はわかっているから聞かなくていい」という人もいらっしゃるんですが一応説明しておかないといけないとやっていることもあります。今後は慣れたらマニュアルから外れて、もう少しお互い親身になって話せるようになってもらいたいなと思っておりますが、今のところマニュアル化されたような対応もあります。</p>
<p>城間会長</p>	<p>私なんかも議員でついていったらね、話が通ったと。その前に何回か行ってもね、なしのつぶてだったと言われることがよくあってね。それはいけないよねと言うのね。一市民がね、やっぱり行ったら議員がいなくても同じ対応をしなくちゃいけないよねと言うんだけど、やっぱりそんなこともあります。</p>
<p>濱武委員</p>	<p>結局ですね、今最初の方と最後の方に二つあって後の方に付け加えるとすると、どういう風に付け加えるかということ、健康だなんだと言うけど、要するに各課ですね、各課の話の研修も含めてそうでしょ。要するに、前</p>

	<p>の方かな、収納の方でいいのかな、どちらでもいいんですけど。</p> <p>とりあえず、今、富岡委員がおっしゃってるのは不安なんです、いつお金がかかるかわからない。いつお金を払いなさいとあの通知がくるのかドキドキですね。だから情報をお互い共有、出していただき市民へということ。そして市民に多く出せば払わん奴が悪いってなってくる世論が出来るんです。払ってない人がいるんでしょ実際。本当は払ってない人が悪いんでしょ。だけど、それが何か非常になし崩しになっているから、あのとときの言い方が悪いとかなっとるわけですわな。だからやはり両方きちんと出してほしいと。そして出来る限り不安を取り払って欲しいと。それと実際、窓口も含めて関係各課は連携を強めて研修をきちんとして欲しいと、対応して収納率を上げるために、収納率を上げる一つの手段でしょ。</p>
坪山委員	<p>収納率を上げるために嫌味の一つも言いたいでしょうけどね。やっぱり払う方になると、やっぱりなけなしのお金を持って来るもんだから、そこでまた嫌味を言われるとやっぱりムカッとするでしょうね。</p>
濱武委員	<p>僕自身はね、今、村下課長が正直に言って、正直におっしゃったのはマニュアルみたいになってますと。僕これすごい発言だと思うんですよね。それなら派遣社員でいいわけですよ。正社員切ればいい。</p>
富岡委員	<p>きりがいいから、会長と副会長で話してください、文言は。</p>
城間委員	<p>窓口の対応についても暖かい対応をとということで。</p>
富岡委員	<p>文言はお任せします。</p>
城間会長	<p>それでは、そのご意見も含めまして要望をして承認するというところでよろしいでしょうか。</p> <p><拍手></p>
事務局	<p>どうもありがとうございました。</p>
城間会長	<p>長くなってすいません。それでは最後のその他にいけます。 3番のその他のところでよろしくお願いします。</p>
高原係長 (事務局)	<p><平成20年度以降の医療制度改正と備付資料について説明></p>
富岡委員	<p>ちょっと質問してもいいですか</p>
城間会長	<p>富岡委員どうぞ。</p>
富岡委員	<p>一番不安なのがですね、後期高齢者と後期高齢者以外の75歳未満配偶</p>

	<p>者がいる場合の国保と後期高齢者医療の関係がどういう風になるのかとかがまだ見えてないんですよ。それで保険料が世帯単位になっているのが世帯主が後期高齢者であれば今度は配偶者はどういう立場で健康保険に加入するのか。それが一つと。保険料は1割ですから、大体高齢者が寝たきりとか含めて考えれば医療費がかさむのは当たり前の話。その1割は保険料として徴収しますというが、それでやっていけるのかなと問題があるわけですね。市の方はまだ県の方から話が降りてきてないから11月ぐらいじゃないとわかりませんという話ですが、そういう状態の中でどうなるのかなという不安がありますので、今後とも、その2点についてよく不安を解消していただくようお願いしたいと思います。</p>
<p>村下課長 (事務局)</p>	<p>1点目の件ですが、例えばご夫婦で一人が75歳以上、一人が75歳未満という方であれば、今、国保に入っていれば両方とも国保なんです、75歳以上の方だけが老人医療の該当者という形で、保険税と一緒に国保税を払っていただくというような形です。今度変わりますと、個人加入になりまして、75歳以上の方は後期高齢者の医療保険に入る、75歳未満の方につきましては、そのまま国保に加入されるという形になります。</p>
<p>坪山委員</p>	<p>すいません。後期というのが私には意味がわからないんですが、どういう意味ですかね。</p>
<p>村下課長 (事務局)</p>	<p>今まで老人医療と言っていたのが名前が後期高齢者という風に変わったということでございます。</p>
<p>富岡委員</p>	<p>その場合、後期高齢者の世帯主であれば世帯主の奥さんが収入なかった場合、いわゆる後期高齢者の所得でやるんですか。</p>
<p>村下課長 (事務局)</p>	<p>世帯主ではなくて、被保険者の収入になりますから奥さんの収入になります。</p>
<p>富岡委員</p>	<p>奥さんの収入ということになれば、それがほとんどなければ、どういう計算に、今までの保険料とは違ってくるんですか。</p>
<p>村下課長 (事務局)</p>	<p>そうです。</p>
<p>富岡委員</p>	<p>間違いないですか。</p>
<p>村下課長 (事務局)</p>	<p>考え方としては、例えば、今まで二人でご主人が75歳で年金をいっぱいもらってあったと、奥さんは専業主婦で年金をもらっていないとすると、例えば、奥さんは70歳で、ご主人が75歳で後期高齢者、奥さんは残りますよね。その場合、ご主人は後期高齢者の保険料が所得に応じてかかってきます。奥さんは今度から奥さんの収入でかかってきますので、ほとんど収入が0ですが、擬制世帯になりまして、均等割と平等割だけがかかっ</p>

	<p>てきます。</p> <p>所得割はあくまでも加入者の所得でみます。</p> <p>今のところわかっているのは、奥さんの分は均等割と平等割とかがかりますよね。そのうちの平等割については4年間は半額にするということです。</p>
富岡委員	<p>後期高齢者医療の場合はいろいろ注文する場合は、市町村は今度は事業主にならないから、どういう風な関連が出てくるのか。この運営協議会のようなものは。</p>
村下課長 (事務局)	<p>後期高齢者は市町村としては今の老人医療をやっているのと同じような関わりがあります。それを福岡県全体で作ってやるというだけの話で市町村がお金も出さなきゃいかん。</p>
富岡委員	<p>それはわかるけど、こういう色々注文つける場はなくなるのか。</p>
村下課長 (事務局)	<p>はい。これは市町村の運営じゃありませんので、今度から広域連合が考えているのは、被用者保険代表とかそういう人の入った、審議会じゃないですけど検討委員会みたいな色んなことを諮問する機関は作りたいというております。</p>
富岡委員	<p>それから老婆心ながらも一つ心配してるのは、高齢化率が高いところと低いところと色々市町村によってあるわけですが、その費用が個々に違うけれども広域になってくると全部合計されるから、相当保険料が上がるんじゃないかなという懸念があるんです。</p> <p>だから、その辺をしっかりと頑張ってあなたたちが意見を言わないと。</p>
村下課長 (事務局)	<p>保険料については、今のところは多分一律で行くだろうと思っています。減免は一部してもいいよと言うところがあるんですよ。例えば離島とか、そういうところはお医者さんがいないところで保険料だけ払って受診する機会がない人のところは下げてもいいよと言うのがありますが、福岡県の場合はよほど離島とかそういうのがない限りは減免はないだろうという風に思ってますんで、保険料については多分一律になります。市町村が出すお金については市町村の人たちの使ったお金の1/2を市町村が出すというような形になるみたいですけど保険料については一律です。</p>
富岡委員	<p>実際、まだその辺はわかっていないわけですね。</p> <p>総予算の中の4割というわけではないんですか。</p>
村下課長 (事務局)	<p>総予算の中の4割は被保険者ですから、それは総予算の中の4割です。筑紫野市の人が使ったお金の4割じゃないです。総予算の中の4割を国保とか社会保険とか全部で出すということです。</p>
城間会長	<p>それについては、また後日学習会をお願いします。</p>

<p>村下課長 (事務局)</p>	<p>最後をお願いします。</p> <p>今度、制度改正が行われまして、後期高齢者の支援分というのが新たに保険税で賄いなさいということになっております。そのことについて、保険税の改定という形で再度この会をおそらく12月議会にはあげなさいということになっていきますので、10月から11月、しかし先ほどから申しますようにどのくらいのお金がかかるのかというのがはっきりとしませんので、まだ明確なものが出せませんが、それが分かりしだいみなさんにお諮りしたいと、またその時にですね、あわせまして来年度の制度の細かいところも少しずつわかってくると思いますので、分かった部分のお知らせをしたいと思っております。</p> <p>ご迷惑をお掛けすると思いますが11月から12月にかけて是非ともご協力をお願いしたいと思います。</p>
<p>城間会長</p>	<p>それは制度についての説明をするということですか、それとも国保税率の改定ということでは言っているんですか。</p> <p>でも、今、私たちがね、住民負担増にならないようにと言っていますのでね、税率について出してくるってということについてはね、その事前に充分協議していただきたいと思えますね。出してこられてね、それに色々言ったら本当にまとまらないかもしれないからね。</p>
<p>富岡委員</p>	<p>ちょっといいですか。この協議会が関わり合いをもてるかもてないかというのがあるんです。こっちで言っても県の広域行政でやるから、勝手に向こうが決めてしまうということになるんです。</p>
<p>城間会長</p>	<p>後期高齢の保険料は別ですよ。この支援分について、国保から出さないといけない、何億と。そしてそれを財政が厳しいので市民のみなさんに国保税率として上げますとポンと出されても困るよと。</p> <p>ちょっと混乱しますが、一応そういうことがあるということ。</p> <p>5時過ぎてしまってもうしわけないですね、4時までにと言われておりましたけれど、なかなか議論がたくさんありましたのでそれはそれでやむを得ないと思えます。みなさん遅くなって本当に申し訳ありませんでした。先ほどの付帯意見につきましては、副会長さんと一緒に話し合っていますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは今日はお疲れ様でございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日